

専決第 22 号

令和 5 年 7 月 18 日

松山市長 野 志 克 仁

令和 5 年度松山市一般会計補正予算（第 5 号）を定める専決処分について

全壊家屋等の災害廃棄物の撤去，農業用施設，道路，水路等の土砂撤去や応急復旧，国の災害査定を受けるための測量設計等により，豪雨で被害を受けた地域の一刻も早い復旧を図るため，地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をするものである。

記

令和 5 年度松山市一般会計補正予算（第 5 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 827,000 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 215,600,087 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は，「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		21,700,000 千円	242,000 千円	21,942,000 千円
	1 地方交付税	21,700,000	242,000	21,942,000
16 国庫支出金		50,133,530	20,000	50,153,530
	2 国庫補助金	11,471,501	20,000	11,491,501
20 繰入金		17,401,907	100,000	17,501,907
	1 基金繰入金	17,368,942	100,000	17,468,942
22 諸収入		9,381,982	600	9,382,582
	4 雑入	4,713,435	600	4,714,035
23 市債		11,144,900	464,400	11,609,300
	1 市債	11,144,900	464,400	11,609,300
歳入合計		214,773,087	827,000	215,600,087

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		113,640 千円	827,000 千円	940,640 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	113,640	330,000	443,640
	2 土木施設災害復旧費	0	446,000	446,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 教育施設災害復旧費	0 千円	6,000 千円	6,000 千円
	4 災害廃棄物処理費	0	40,000	40,000
	5 市有財産災害復旧費	0	5,000	5,000
歳	出	214,773,087	827,000	215,600,087
	合 計			

第2表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木施設災害復旧事業	千円 380,000	1 借入先 財務省, 地方公共団体 金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和5年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。) 	1 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。た だし必要に応じ繰上償還, 償還期限の 短縮又は低利債に借換えすること ができる。 3 財務省, 地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合にお いて前各号の償還の方法が借入先 の融通条件に抵触するときは, その 融通条件によること ができる。
教育施設災害復旧事業	10,000	同上	同上	同上
市有財産災害復旧事業	10,000	同上	同上	同上

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産施設災害復旧事業	千円 80,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和5年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 160,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ